

○事務局長 定刻前ですけれども、皆様おそろいになっておりますので、ただいまから総会を開催したいと思います。ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は1名の方から欠席届が出ておりますけれども、会議規則第6条の規定により半数を超えておりますので、会議は成立をいたしております。それではただいまより、令和4年度第4回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、会長挨拶をお願いいたします。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 ありがとうございました。それでは会議規則第4条により、会長が総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、この後は会長よろしくをお願いいたします。

○議長 それでは着座にてご説明させていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に8番委員、9番委員を指名いたします。よろしくお願ひします。日程第2、議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、議案の1ページをお願いいたします。今回は2件の申請が上がっております。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可・不許可についての意見を決定するものとするものでございます。

(2件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 それでは事前調査の報告をお願いいたします。

○6番委員 事前調査の報告をさせていただきます。今回、2件の申請がありましたが、6月9日に6番委員、8番委員、13番委員で調査いたしました。番号1の申請につきましては、

先ほど説明された箇所になります。農振農用地区域外農地となっておりまして、対価〇円による所有権移転になります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。番号2の申請につきましては、農振農用地区域内農地となっておりまして、対価〇円による所有権移転となります。つきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

○議長 ただいま事務局と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。13番委員。

○13番委員 農地法第3条の申請ですけれども、事務局で事前に調査をされていて、農業委員がまたそこに行かなくてはならないのかなって思ったんですけど、4条や5条は仕方ないですけど、現地確認も必ずしないとイケないのでしょうか。

○事務局長 今の意見ですけれども、事務局だけ見て総会で図面だけで説明をするよりも、農業委員さん3人で現地を見ていただいて、いろいろな考え方っていうのを教えていただければなと思っております。ただ、言われますように、全部を見るっていうところもあまり必要ではないところもあるかと思っております。上部団体の農業会議とも協議を今後させていただいて、されている町村、されていない町村のことについても確認をさせていただいて、今後どういうふうに進めていくかっていうのを検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長 よろしいでしょうか。他に何かありませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はありませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第3、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対

する意見決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは4ページをご覧くださいと思います。日程第3、議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可・不許可についての副申意見を決定するものでございます。今回は1件あがってきております。

(1件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 それでは事前調査の報告をお願いいたします。

○8番委員 議案第11号、農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回は1件の申請がございましたが、6月9日に6番委員、8番委員、13番委員で調査いたしました。申請された農地の区分は農振農用地区域外農地で、第2種農地となりますが、農地法第4条第6項第1号のロの(2)の2による「農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地、第2種農地の1のいずれにも該当しない農地。具体的には、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産力の低い農地」として、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。

○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第12号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。なお、本件については議事参与の案件がございますので、私と4番委員は退席をお願い

たします。それからその間の議事進行を、職務代理の2番委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○2番職務代理者 ただいま会長が退席をされましたので、代理で議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。日程第4、議案第12号、多良木町農用地利用集積計画について、退席されました方の説明をお願いします。

○係長 それでは、退席されました方の分の日程第4、議案第12号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてでございます。令和4年第6回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、6月3日付で多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、退席されました方の集積計画についてご説明をいたします。

(議事参与者分の説明)

以上で説明を終わります。

○2番職務代理者 ただいま事務局より退席された方の説明がありましたが、退席された方の集積計画につきまして質問はありませんか。ないようでしたらお諮りします。ご異議はありませんか。異議なしと認め、退席された方の議案を決定します。退席された方の入室をお願いします。これで議長の代理を終わらせていただきます。

○議長 2番委員にはお世話になりました。残りの議案について説明をお願いします。

○係長 それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。異

議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。日程第 5、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、7 ページ目でございます。日程第 5、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和 4 年 4 月 26 日から令和 4 年 5 月 25 日までの分となります。こちらについては、農地を今後どのように利用されるかについて説明いたします。

(内容説明)

以上で報告を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら報告第 4 号をこれで終わります。続きまして、日程第 6、報告第 5 号、許可不要転用届の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○係長 9 ページ目でございます。日程第 6、報告第 5 号、許可不要転用届の報告について。

(内容説明)

以上で説明を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら報告第 5 号をこれで終わります。続きまして日程第 7、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。まず、事前調査を 7 月 8 日午前 9 時から行いたいと思っておりますが、その事前調査の調査委員に、7 番委員、14 番委員、15 番委員を指名いたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。それでは御三方よろしくをお願いいたします。なお総会を 7 月 11 日に行いたいと思っておりますが、皆さん方よろしいでしょうか。それでは事前調査を 7 月 8 日午前 9 時、総会を 7 月 11 日午後 4 時から行いますのでよろしくをお願いいたします。

以上で本日提案された議案並びに報告事項は全て終了致しました。議事録につきましては、
発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 お世話になりました。これもちまして令和4年度第4回多良木町農業委員会総
会を閉会いたします。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記